



2015年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 田中 久雄
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

第三者委員会の委員の選任等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり第三者委員会の委員の選任を決定し、調査を委嘱いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 第三者委員会の目的

工事進行基準案件に係る会計処理の適正性、その他当社が第三者委員会に委嘱する事項の調査を行うとともに、当該調査の対象となった会計処理が適正性を欠くと判断した場合には、その発生原因の究明及び再発防止策の提言を行います。

なお、特別調査委員会は5月中を目途に工事進行基準案件の調査の経過を第三者委員会に報告し、証拠資料を引き継いで解散する予定です。第三者委員会は工事進行基準案件については特別調査委員会の調査の経過を検証の上で活用しつつ、必要に応じて独自の調査を行い、第三者委員会としての調査結果を取りまとめることとしております。

2. 第三者委員会の構成

第三者委員会の委員の構成は次のとおりです。

委員長 弁護士 上田 廣一 (元東京高等検察庁検事長)
委員 弁護士 松井 秀樹 (丸の内総合法律事務所 共同代表弁護士)
委員 公認会計士 伊藤 大義 (元日本公認会計士協会副会長)
委員 公認会計士 山田 和保

第三者委員会は、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠して設置、運営されるものです。

松井秀樹委員が共同代表を務める丸の内総合法律事務所は、同事務所に所属する他の弁護士が2006年に終結した訴訟において当社の訴訟代理人を務めた経験があります。また、同事務所は、2009年に当社連結子会社（当社のひ孫会社）となった原子燃料工業株式会社と顧問契約を締結しておりましたが、同氏の委員就任に際して当該契約は解約されております。また、山田和保委員が2014年まで所属していた有限責任監査法人トーマツ及びそのグループ会社と当社グループの間には一定の取引関係（監査業務は含まれません。）が存在していますが、同氏は既に同法人を定年退職しております。

第三者委員会及び当社においては、上記の委員と当社グループとの関係は、第三者委員会の独立性・中立性を阻害する要因とはならないものと判断しております。

なお、第三者委員会は、丸の内総合法律事務所及びデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社を、調査補助者として起用しております。

3. 第三者委員会設置の経緯

本日現在までの特別調査委員会の調査によれば、工事進行基準案件に係る不適正な会計処理の発生原因のひとつとして、当社において予算達成目標の位置づけが高く、また、新規性が高い案件に係る会計上の見積りの判断については、財務報告に係る内部統制が必ずしも完全には機能していなかったことが挙げられています。また、調査の過程では、工事進行基準案件以外でも更なる調査が必要な事項も判明いたしました。

このため、当社としては、工事進行基準案件以外の会計処理についても、これまで調査対象となっていた電力システム社、社会インフラシステム社、コミュニティ・ソリューション社以外の社内カンパニー及び連結対象子会社を含め、全社的、網羅的に調査する必要があると判断しました。調査を要すると判断している事項は損失引当計上の時期及び金額の妥当性、経費計上時期の妥当性、在庫の評価の妥当性、等です。

第三者委員会では、これまで特別調査委員会で調査してきた工事進行基準案件に係る会計処理に加え、当社が第三者委員会に依頼する事項についても必要に応じて調査をお願いする予定です。

4. 今後の予定

5月13日に公表いたしましたとおり、電力システム社、社会インフラシステム社、コミュニティ・ソリューション社の3つの社内カンパニーにおける、当社（単独）の一部インフラ関連の工事進行基準案件につき、特別調査委員会において本日現在まで行った調査に基づく、工事原価総額の過少見積りとそれに伴う工事損失（引当金）計上時期に関する過年度の要修正額（これまでの特別調査委員会の調査では計9件の工事案件について、工事原価総額が過少に見積もられていることが判明しており、当該工事案件における工事原価総額を適切に見積もった金額が各工事案件の契約金額を超過する部分を合計したものを、現時点における要修正額として認識しています。）は、現時点で、2011年

度から 2013 年度までの累計の営業損益ベースで▲500 億円強（電力システム社で 4 件、約 60 億円、社会インフラシステム社で 4 件、約 300 億円、コミュニティ・ソリューション社で 1 件、約 140 億円）を見込んでいます。ただし、この見込みはあくまで現時点におけるものであり、第三者委員会においては判断が異なる可能性があります。また、それ以外の事項による更なる過年度決算の修正が必要となるか否か、また必要となった場合の要修正額の規模は現時点では不明です。今後、影響額が判明した場合には速やかに公表いたします。

第三者委員会による具体的な調査の範囲及び調査期間は、決定次第公表いたします。調査終了後、第三者委員会の調査結果については速やかに公表いたします。当社は、第三者委員会の調査終了後、決算をとりまとめ可及的速やかに決算公表を行う予定です。また、調査の途中で開示すべき事項があった場合には、速やかに公表いたします。

当社及び当社グループ各社は、第三者委員会による調査に全面的に協力してまいります。株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をお掛けしますことを心からお詫び申し上げますとともに、信頼回復に向けて全力を尽くしてまいりますので、引き続きご支援賜りたくお願い申し上げます。

以 上

(参考) 第三者委員の経歴

上田 廣一 (弁護士)

昭和 44 年 4 月 検事任官
平成 7 年 7 月 東京地方検察庁特別捜査部長
平成 17 年 7 月 最高検察庁次長検事
平成 18 年 6 月 東京高等検察庁検事長
平成 18 年 12 月 定年退官
平成 19 年 1 月 弁護士登録

松井 秀樹 (弁護士)

昭和 62 年 4 月 弁護士登録
昭和 62 年 4 月 丸の内総合法律事務所 入所
平成 23 年 9 月 丸の内総合法律事務所 共同代表弁護士

伊藤 大義 (公認会計士)

昭和 48 年 5 月 公認会計士登録
平成元年 2 月 みずぎ監査法人代表社員
平成 16 年 7 月 日本公認会計士協会副会長 (平成 19 年 6 月まで)
平成 19 年 7 月 同法人退職
平成 21 年 4 月 早稲田大学大学院会計研究科教授 (平成 25 年 3 月まで)
平成 24 年 1 月 日本公認会計士協会綱紀審査会会長 (現任)

山田 和保 (公認会計士)

昭和 51 年 10 月 公認会計士登録
昭和 61 年 5 月 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 社員就任
平成 22 年 10 年 同法人レピュテーション・リスク本部長、経営会議メンバー就任
平成 26 年 6 月 同法人退職